

# 少年

第459号(1) 令和6年6月(水無月)発行



山 梨 県 警 察 本 部  
生活安全部 人身安全・少年課  
甲 府 市 丸 の 内 1 - 6 - 1  
055-221-0110 内線3082  
少 年 対 策 官 島 口 浩 二

## ～時を超えた出会い～



6月。実りの秋～種をまく季節。ときに人が煩わしさを感じる梅雨の雨も、作物には恵みの雨。一年の半分を終えるいま、違った視点で見つめなおすとき。

県内小中学生の図書館利用率と読書習慣の低下が、令和5年度全国学力・学習状況調査（文部科学省実施）で明らかになった。小学生の図書館利用率は38.5%、中学生は46.8%で過去最低を記録し、さらに小学生の21.1%、中学生の28.2%が読書を全くしないという結果が示された。

コロナ禍の影響による図書館の閉館や利用の制限等により、図書館や図書室の利用が減少したことが原因の一つと考えられている。それにより本に触れ合う機会も減り、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向にあるということである。

独り静かに本に向かう時間はとても豊かであり、読書の価値が感じられる大切なひとときである。読書によって言葉を学び、知識や教養を高められる。読書しながら情景をイメージすることで想像力や表現力が豊かになる。他人の経験に共感することや勇気づけられたりすることで感性が磨かれる。異なる考え方に触れることで多様性が育まれ広い視野と価値観を身につけられる。このように、読書には幾つもの価値がある。何より、本を手にとってみると、その大きさや紙の質感、重さや文字のサイズなどがそれぞれ異なり、その一冊に込めた作り手の思いに触れられたようにさえ感じる。一度はそのような感覚を体験したことがあるのではないだろうか。

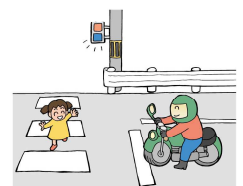
小中高どの年代でも、身近な大人が読書に親しんでいたたり本の大切さを伝えていたりするほど、読書時間が長くなるといわれている。また、入学前に読み聞かせを受けた子もその後の読書時間が長くなる傾向にある。つまり、子どもの読書文化には、家庭や周囲の読書文化が大きく関係しているということである。

県内には県立図書館を含む約50の図書館があり、蔵書冊数は560万冊を超える。また、市町村のブックスタート（赤ちゃんと保護者に、絵本を通して親子のふれあいの時間をもつことの大切さや楽しさを伝えながら、絵本を手渡す活動）実施率は90%を超えている。電子書籍が読み放題となるサービスを提供し、読書の習慣づけにつなげようという施策を始めた自治体もある。これらを上手に活用しながら、読書環境を整えていくことが重要であろう。

大人が自らの読書習慣を整えることは、「自分づくりの道」を歩んでいる子どもたちの自己形成に大きな影響を及ぼすであろう。読書は、「時を超えた出会い」をもたらしてくれるものであり、本との出会いによって豊かな自分づくりがなされていく。読書離れが進む中、いままさに、大人が読書の魅力と価値を再認識し、読書文化を次世代に伝えていくことが求められている。

## 『一息』

例年6月、7月は小・中・高生が巻き込まれる交通事故が最も多くなる時期である。特に、朝の通勤・通学時間帯と夕方の下校・帰宅時間帯に多発している。新しい生活に慣れ、新年度スタート時の緊張が薄れてくることなどが関係しているといわれている。そのようなこの時期は一息ついて、慣れてきた生活に変化をもたらしてみることも効果的である。例えば通勤・通学や帰宅の時間を少し変えてみる。それだけでいつもの見慣れた景色が新鮮に映るだろう。信号を待つ時間でさえ、一息つくことで新しい何かを発見する貴重な時間になるのである。



# 薬物乱用防止広報強化期間 令和6年6月1日～7月31日



「薬物乱用」とは、医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚醒剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー等があり、これらの取り扱いが法令により禁止又は制限されています。

## Q 薬物乱用は犯罪？

A：薬物を所持・使用することは法律で厳しく禁止されていて、罰を受けます。①持っているだけ ②一度使っただけ ③もらったり、買ったりしても ④あげたり、売ったりしてもダメ！  
※正しい知識をもって薬物を近づけない。

### 【覚醒剤取締法】

覚醒剤の所持・譲渡・譲受・使用などを取り締まる法律

### 【麻薬及び向精神薬取締法】

ヘロイン、コカイン、LSD、MDMAなどの所持・譲渡・譲受・使用などを取り締まる法律

### 【大麻取締法】

大麻の所持・譲渡・譲受などを取り締まる法律

### 【毒物及び劇物取締法】

シンナー、トルエンなどの摂取、または吸入の目的での所持などを取り締まる法律

## Q 大麻は害がない？

A：大麻も危険（有害）な薬物です。インターネット等で、「大麻は身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が氾濫していますが、特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことが判明しています（下図参照）。また、大麻はうつ病や記憶の障害を引き起こすなど、メンタルヘルスにも悪影響を与えます。 ※間違った情報に流されず、正しい知識で判断。

大麻の乱用による影響		大麻の有害性		大麻を長く使い続ける影響	
<b>知覚の変化</b> 時間や空間の感覚がゆがむ	<b>学習能力の低下</b> 短期記憶が妨げられる	<b>運動失調</b> 瞬時の反応が遅れる	<b>精神障害</b> 統合失調症やうつ病を発症しやすくなる	<b>IQ(知能指数)の低下</b> 短期・長期記憶や情報処理速度が下がる	<b>薬物依存</b> 大麻への欲求が抑えられなくなる

(出典：厚生労働省「薬物乱用防止読本：健康に生きようパート37」から引用)

## Q 薬物乱用を防ぐには？

A：学校や家庭、地域社会が一体となって対応していくことが重要です。薬物の乱用には身体的な症状、精神の障害、人格の破壊、家庭の崩壊など、恐ろしい結果が待っています。いまや、万難を排して、薬物乱用を防がなければならない状況です。そのためには、次の二つが重要です。

- 1 教師や親、子ども達みんなが、薬物の恐ろしさ、乱用される薬物が身近に迫っていることを理解する。
- 2 違法薬物には近づかない。どんなに誘われても断る勇気を持たせる。

インターネット等の急速な普及により情報の伝達は早く、青少年にも様々な危険があることを、家庭や学校、地域でも学習しておくことが必要です。山梨県警では、薬物乱用防止教室や薬物乱用防止広報車少年サポート号を利用しながらの防止活動をしています。県民一人ひとりの意識を高め、安全で安心な地域社会を築き上げられるようにしましょう。「ダメ!ゼッタイ!」を合言葉に!

### ～薬物乱用に入るきっかけ～

- 1 何かの問題や精神的なストレスを抱えているところに付けこまれる。
- 2 薬物の乱用がやってはいけないことという規範意識がうすく、「遊び感覚」「好奇心」で手を染めていく。
- 3 やってはいけないということがわかっているにもかかわらず、社会環境や友人の影響を受けやすかったり友人を失うのがこわかったりして、「NO!」と言えない。
- 4 薬物とはまったく知らず、だまされる形で始めてしまう。
- 5 人を信じやすく、見知らぬ人への警戒感が弱い。

発行番号は昭和61年初号からの通算番号です。

[http://www.pref.yamanashi.jp/police/p\\_syonen/shonenkoho.html](http://www.pref.yamanashi.jp/police/p_syonen/shonenkoho.html)